



東光監査法人

TOKOニュースレター

Vol. 27/2013年1月号

発行日：2013年1月23日

新年の挨拶

新年を迎え心よりお喜び申し上げます。

昨年は、7月のロンドンオリンピックのメダルラッシュに国内が盛り上がり、一方中国との尖閣問題等では私どもも少なからず影響がありました。また、アメリカ、ロシア、フランス、中国、韓国、日本でも国のリーダーを決める選挙があり、まさに激動の一年でありました。

弊監査法人としては、今年も昨年同様、監査の品質管理を最優先としつつ、会計業界を取り巻く環境変化を的確にとらえ、タイムリーに情報発信していく所存であります。皆様へお届けするニュースレターがその一助となるよう、弊監査法人としても努力していく所存ですのでどうぞご活用ください。

最後に、皆様のご健勝とご発展を心から祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

東光監査法人
包括代表社員 外山 卓夫

I. 最新情報 (2012年12月1日~2012年12月31日)

1. 一般会計 (会計制度委員会)

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2012年12 月4日	意見	社団法人日本年金 数理人会及び社団 法人日本アクチュ アリー会「退職給 付会計に関する数 理実務基準」の案 及び「退職給付会 計に関する数理実 務ガイダンス」の 案に対する意見に ついて	平成24年9月25日に社団法人日本年金数理人会及び社団法人日本アクチュアリー会から「退職給付会計に関する数理実務基準」の案及び「退職給付会計に関する数理実務ガイダンス」の案が公表され、広く意見が求められました。 日本公認会計士協会 (会計制度委員会) では、この公開草案に対する意見を取りまとめ、平成24年11月30日付けで社団法人日本年金数理人会に提出いたしましたのでお知らせします。	—
2012年12 月10日	公開 草案	「税効果会計に関 するQ&A」の改 正について (公開 草案)	日本公認会計士協会 (会計制度委員会) では、平成24年5月に公表された企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」に対応するため、「税効果会計に関するQ&A」の見直しを行ってまいりましたが、このたび、一応の検討を終えたため、草案を公表し、広く意見を求めることといたしました。 <主な改正内容> Q15を追加し、次の考え方を示した。 (1) 連結財務諸表における会社分類は、個別財務諸表における会社分類と変わらない。 (2) 連結貸借対照表への未認識項目の負債認識において生じる将来一時減算差異についても、将来解消年度が長期にわたる将来減算一時差異に当てはまる。 (3) 会社分類が変更となり、連結財務諸表上、退職給付に係る負債に係る繰延税金資産の回収可能性を見直す際には、連結損益計算書又は連結包括利益計算書で調整する。	—

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2012 年12 月3日	意見	IASB 情報要請「中 小企業向け国際財 務報告基準の包括 レビュー」に対す る意見について	平成 24 年6月 26 日に国際会計基準審議会（IASB）から、情報 要請「中小企業向け国際財務報告基準の包括レビュー」が公表され、 意見が求められました。 日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該情報要請に対す る意見を取りまとめ、平成 24 年 11 月 30 日付けで提出いたしましたのでお知らせいたします。	—

3. 非営利・公会計（非営利法人委員会・公会計委員会）

特になし

4. 学校法人会計（学校法人委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2012 年12 月5日	公開 草案	「学校法人委員会 実務指針第 44 号 「退職給与引当 金の計上等に係る 会計方針の統一に ついて(通知)」に関 する実務指針」の 改正について」(公 開草案)の公表に ついて	日本公認会計士協会（学校法人委員会）は、学校法人委員会実務指 針第 44 号「退職給与引当金の計上等に係る会計方針の統一につ いて(通知)」に関する実務指針」について見直しを行ってまいりま したが、このたび一応の検討を終えたため、草案を公表し、広く意 見を求めるといたしました。この見直しは、私立大学退職金財 団や私学退職金団体に対する退職給与引当金等の会計処理に関す る学校法人委員会報告第 29 号「私立大学退職金財団に対する負担 金等に関する会計処理及び監査上の取扱いについて」と学校会計委 員会報告第 19 号「私学退職金団体に対する負担金等に関する会計 処理及び監査上の取扱いについて」を当該実務指針に統合するもの です。	—
2012 年12 月21日	研究 報告	学校法人委員会研 究報告第 24 号「私 立学校振興助成法 監査における監査 人の独立性チェッ クリスト」の公表 について	日本公認会計士協会（学校法人委員会）では、平成 24 年7月 18 日に開催された常務理事会の承認を受けて、学校法人委員会研究報 告第 24 号「私立学校振興助成法監査における監査人の独立性チェ ックリスト」を 12 月 21 日付けで公表しましたので、お知らせい たします。 倫理委員会研究報告第 1 号「監査人の独立性チェックリスト」(以 下「倫理委員会独立性チェックリスト」という。)を踏まえ、学校 法人委員会では、私立学校振興助成法に基づく学校法人の監査を行	—

			<p>う監査事務所の独立性に関する具体的な対応について検討を行ってきました。平成 23 年 3 月 29 日に行われた倫理委員会独立性チェックリストの改正にも対応し、この研究報告を実務の参考となるようにとりまとめました。</p> <p>＜本研究報告をとりまとめるに当たって留意した点＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・倫理委員会独立性チェックリスト[法令編]に記載されたものうち、制度上学校法人には該当しない項目を「B 法令に規定がない事項」として「A 法令に規定がある事項」とは区分して掲げたほか、学校法人に適合しない用語については学校法人に適合する用語に変えて記載しました。 ・私立学校振興助成法に基づく監査以外の学校法人の監査証明業務を行う場合には、本チェックリストのほか、倫理委員会独立性チェックリストを参考に、各監査事務所において独立性の保持に関するチェックを適切に行うこと、という利用上の留意事項を記載しています。 ・「B 法令に規定がない事項」のチェック項目をチェックリストに加えるか否かについては各監査事務所において検討されたい、とする注意書きを記載し、また、「B 法令に規定がない事項」について、倫理委員会独立性チェックリスト[倫理規則編]のチェック項目と重なる箇所については、「独立性に関する指針」第 1 部の項番号を記載しています。 	
--	--	--	--	--

Ⅱ. 連絡広場

1. ワンポイントメッセージ

今回はお休みします。

2. ペーパーフェイスブック

今回も「学校法人の会計及び監査」をテーマにつぶやきます。なお文中の意見に関する部分は筆者の私見であり、弊法人の公式見解ではありませんので予めご了承ください。

(注) このニュースレターは弊社クライアントに発信しているため、お互い顔が見える方への情報発信という意味で「ペーパーフェイスブック」とタイトルをつけました。「良いね!」と思われる方は、当法人の担当者がお伺いした際、お声をかけて下さい。

テーマ：学校法人の会計及び監査

【疑問】

学校法人の会計基準はどのように変わるのだろうか？（第一回）

【つぶやき】

昨年の12月号でもお伝えしましたが、学校法人会計基準の改正に向けての動きが具体化しています。

すなわち、平成20年3月31日、文部科学省高等教育局長決定の「学校法人会計基準の諸課題に関する検討会について」を受け、平成20年4月から14回にわたる有識者（協力者）による検討会を行いました。そして、平成24年3月30日、この検討会による「学校法人会計基準の諸課題に関する検討について（課題の整理）」が公表されています。さらに、昨年、「学校法人会計基準の在り方に関する検討会」が7回にわたり開催され、12月25日に「学校法人会計基準の在り方について 報告書（素案）」を発表、同時に意見募集が行われています（平成25年1月15日が締め切りです）。

実際の新基準の適用までには、まだまだ未確定な部分もあるでしょうが、上記報告書の主な改正内容について見ていきたいと思います。

1. 基本金

学校法人会計の中で最も特徴的なもののひとつであり、同時に、社会一般から最も理解しにくいものでもあります。しかし、学校法人の自主性、永続性等を鑑みると、抜本的な改正とはならないようです（私見ですが）。

以下、改正内容です。

① 基本金制度を維持

学校法人の健全性が維持されているか否かについて判断するための有効な仕組みであるとして、更なる明瞭性を確保しつつ基本的な考え方を維持することとした。

② 第2号基本金に対応する特定資産の明確化

将来の施設設備取得のための準備資金のうち、理事会決議を経て第2号基本金としたものとそれ以外のものに対応する資産を「第2号基本金引当特定資産」と「施設設備引当特定資産」に分けて計上する。

③ 第3号基本金の運用収入の明確化

奨学金や国際交流等の活動にしようする基本金であるので、現行の「奨学基金運用収入」を「第3号基本金運用収入」に変更し、奨学金支給目的に限定されていないことを明確にする。

④ 第4号基本金に対応する特定資産の計上

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

第1号から第3号基本金とは異質ともいえるが、学校法人を取り巻く現況を考えると維持していくことが重要である。

また、期末時点で第4号基本金の対象資産が支払資金として積み立てられない場合、法人の継続性に関する重要な情報として、その旨と対応策を注記すべきである。

「資金収支計算書」以降は次号に続く

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703

以 上